

自己情報取り扱い（訂正・削除）に関する不服申立書

下記記載の「幼保連携型認定こども園南幼稚園個人情報管理規定（抜粋）」に基づき以下の自己情報取り扱い（訂正・削除）に関する不服申立を致します。

年	月	日	クラス	氏名	印
No	書類（訂正・削除について記載）				
1					
2					
3					
4					
備考					

第3章 個人情報の管理等

（適正管理）

第8条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、個人情報をその目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

（訂正の請求又は削除）

第13条 情報主体は、自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人情報を保有する管理者に対し、訂正又は削除の請求をすることができる。

- 2 第8条第2項の規定は、個人情報の訂正又削除の請求をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果を情報主体本人に文書で通知しなければならない。

第5章 不服の申立て

（不服の申立て）

第14条 情報主体は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、管理者に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を当該管理者あてに提出するものとする。
- 3 管理者は、第一項の申立てがあったときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。この場合において、管理者は必要に応じ、不服申立人、その他関係者の出席者を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 管理者は、調査終了後、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。